

第7日（平成21年12月4日 16時28分開議）

斉藤守議員（生涯学習部長・環境部長・都市計画部長・建築部長・福祉サービス部長）

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員 一般質問、最終最後でございまして、最終最後のお願いを理事者の方にした
いと思っておりますけれども、議員の方たちの期待は違うところにあるかと思いますが、一
生懸命やらせていただきますので、ご容赦いただければと思います。

まず、最初は学校教育についてです。

学校教育については2点について伺おうと思って通告をいたしました。1つは全国学力テ
ストについて。もう1つは小中一貫教育についてであります。しかしながら、一般質問の最終
日最後ということで、先番議員がすべて重なっておりました。しかしながら、全国学力テ
ストについては、共産党の議員さんの質問に対し、教育委員会から、国が抽出方式に変えた
としても全校で行う方針であるということ、そのメリットを述べられる中で明確に答弁さ
れました。私の主張は、子供たち一人一人にこの全国学力テストを有効に活用し、自分の理
解度の確認とみずからの学力向上に結びつけるチャンスを、船橋市の3年生、6年生すべてに
同じようにチャンスを与えてほしいという立場からの質問の予定でしたが、一昨日の答弁
に満足しておりますので、質問はいたしません。

しかし、さきの質問の中にあつた教師の負担増の問題ですが、これは市の教育委員会に対
して言う話ではないのではないかというふうな思いで聞いておりました。これは全校方
式から抽出方式に変更した政府・民主党によって予算削減の目的に行われたものであり、
それをカバーして子供たちのために労力を惜しまないで採点作業を行ってくださり、抽出
校のみならず、すべての6年生、中学3年生に同じように指導してくださる教師の皆様感謝
する話ではないかというふうに思うわけです。教育委員会としては、そうした先生方に、
苦勞をいとわずご指導してくださる先生方に、船橋市議会の議員のほとんどは感謝してい
るとお伝えいただければ私はありがたいと思います。

次に、小中一貫教育については、本日公明党議員の方が聞いておられましたので、内容を
精査した上で、再度お聞きしたいと思います。

次に、船橋アリーナ駐車場についてです。

これにつきましては、幸いなことにだれも重なっておりませんでしたので、ありがとうござ
います。この問題については、昨年12月議会において、駐車場と多目的広場について質問

させていただき、早速、今年度当初予算にて一部計上していただき、さらに補正予算で第2駐車場の3分の2を人工芝化してスポーツにも兼用できるようにと、年度内には改修いただけるとのことで、心から感謝を申し上げます。ぜひ新しくなった多目的運動広場として、子供たちにオープニングのゲームでもやらせていただければというふうに思うわけです。

また、このアリーナの第2駐車場、当初はスポーツをする目的でつくったことから、照明灯が設置されています。しかし、周辺住民の皆様の反対から利用できなくなったと聞いております。午前中は近くの方々、恐らく以前反対された方も中にはいらっしゃるのだろうとは思いますが、そうした方々がグラウンドゴルフで使っているのしょうから、十分お願いして、午後やあるいは夜間、休日に子供たちに使わせてくれるよう話してみたいというのがお願いでございます。ご答弁をお願いします。市の財産ですので、できるだけ有効に使えるようにしていただければと思うわけです。

また、人口芝の上でスポーツを行うということになりますと、入り口付近の3分の1残されたアスファルトを張ってしまった常設の駐車スペースとの間に、防護ネットのようなものを設置する必要があるのではないかと思うわけです。いかがでしょうか。

それから、第3駐車場です。これは、大通りとアリーナの進入路の交差点のそばにあるわけですが、ほとんど利用されていないままになっております。ここも有効活用することにより、アリーナの利用者のみならず、近くの保育園の送迎の方々にもサービス提供になると思いますので、ご検討をお願いいたします。

3つ目に農業問題についてです。

これは、私今回初めて農業委員にならせていただいたんですけれども、農業委員会の全会一致で市長に提出した建議書、(資料を示す) これですけれども、毎年出されているようです。今年度新しく、この中に追加された案件、3つあるようですけれども、それについてお聞きしようと思っております。1つは野焼きの問題、もう1つは生産緑地の問題、それからもう1つは農地転用後の問題であります。

まず初めに野焼きの問題です。これについては、一昨日、先番議員が剪定枝処理についてということで質問をしており、3問までやっておられますので、私も同じ趣旨ですので、ある意味4問目に近いですけれども、再度お聞きしたいと思います。

先番議員への答弁をお聞きしておりましたら、ナシの剪定枝の畑での焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行令でいうところの「農業、林業等を営むために、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」という例外規定には当たらないという判断を市はしているんだということでした。全国各地の市町村は、この例外規定によって屋外燃焼行為を許しているというふうに私は理解しております。鎌ヶ谷市や八千代市などは、あるいは条例としてつくってないのかわかりませんが、これも法律のもとでやっているわけです。

船橋がこれを許していない理由は、答弁によると「都市化が進む本市では、野外燃焼行為による煙やにおいなどの被害通報の例も多いことに加え、市の焼却施設や民間の施設で処理することが可能であることから」ということでした。本当にこの理屈は、例外規定を盛り込んだ法の趣旨に照らして、また、現状の船橋市に合わせて、正しいことなんでしょうか。農家の現状、どのようになっているか、私の知る限り話させていただきます。

まず、「訴訟してみたらおもしろいよ」と呼ぶ者あり）それも1つであります。まず、ナシ農家ですが、民家の密集地の畑では、燃やすことで被害を与えてはいけないということから、剪定枝をある長さに切りそろえて、それをひもで束ねて市の北部清掃工場に持ち込んだり、あるいはチップ化工場に持ち込んでいるようです。一方、民家が周辺にない畑では、被害を与えないように、その場で遠慮しながら、朝早い時間や、あるいはこういう暗くなってから燃やしているというのが現状のようです。

先番議員の話にもあるように、畑での焼却以外の、市が言うところの正規の処理方法をとっているのは、剪定枝全体の10分の1以下のようなようです。では、全量をいわゆる正規の方法がとれるかという、農家の方たちは、そこまでの労働力をかけるなら、ナシ屋をやっていただけないと言っておりました。しかし、畑で焼いたことで、法律に反するという事で、警察に逮捕された方もいらっしゃいます。また、消防署の始末書を何枚も持っている人もおられました。これ以上厳しくなるならナシ農業はやっていただけない、というのが農家の方たちの本音です。

また、クリ畑をやっている人から、クリはクリの木の下の畑に落ちているいがなどを焼却しないと、いがの中にガが卵を産み、翌年のクリの実が虫でだめになってしまうということでした。燃やしていたら、だれにも被害を与えていないような、目立たない、周りは木で囲まれているような場所であるにもかかわらず、煙が見えたからでしょう、散歩をしている人が火を燃やしていることだけで、恐らく携帯電話か何かで通報して、始末書を書かされたと言っておりました。来年から畑仕事ができない、何とか考えてくれよと訴えられました。

竹林について。竹の林です。間引きをしなければ、1年で密林のようになってしまい、翌年からのタケノコは出てこないし、山林についても下草や下枝などを処理しなければ荒れてしまい、人が入れなくなってしまい、木が枯れてしまいます。

もう一つ言うと、梅の林ですけれども、「桜切るばか。梅切らぬばか」と言いますけれども、切らなければ、これも梅の実がなりません。梅の枝は非常にこう曲がりくねっておりまして、これをトラックに積んで清掃工場に持って行って焼くなどということは、私は不可能だろうなというふうに思います。

野焼きにこうした、ナシ以外にもいろんな方から同じような相談を受けているのが現状です。野焼きに対する通報が多いからというわけですが、これは市民に対して、野焼きはすべて条令違反であるという市の考え方が、必要以上にと言ったら失礼かもしれませんけれ

ども、十分浸透したためだと思うわけです。そういう意味では、行政はきちんと仕事をしてきたということになるわけですが、だから、被害も出ていない剪定枝等の焼却に対し、散歩中の人や、正義感から警察等に携帯電話で通報するわけです。

そこで、船橋市環境保全条例は、国の廃棄物の処理及び清掃に関する法律より以前にできているから、大分前にできているので、法で例外規定として、農業、林業等のやむを得ない場合を載せていないのは、これは仕方がないことだと、やむを得ないことだと理解します。

（「条例改正やりましょう」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

しかし、ここまで問題化してきたのですから、私の願いは、市の条例の施行規則の例外規定の中に「農地・山林等で、剪定枝や間伐材・落ち葉等を焼却する場合で、においまたは煙により周辺住民に被害を与えない場合」という形で、まあ、言葉は生ですからきちんとする必要はあるでしょうけれども、1項目追加していただきたいというのが願いであります。このことについて、同趣旨で先番議員にも答弁されているので、この場でなかなか、やりまじとか言えないことだろうとは思いますが、あえてこの条例の施行規則の中に、こうした内容の文言を追加するかしないか、そのことをご答弁いただければと思います。市の条例の例外規定を変えることで、このことに対して農業以外の市民の方もきっと納得してくれると私は確信しています。

周辺住民に被害、損害を与えないところで自然の木や草を焼却する、そのことが船橋の名産であるナシなどの農業を守るということであれば、また、直接被害がその周辺住民の方にはないということであれば、多くの市民はわかってくれるものと思います。ぜひ、ご検討ください。既にことしの剪定作業も始まり、3月くらいまで農家は大変忙しい時期であります。

次に生産緑地の問題です。生産緑地の追加指定の問題ですが、これは平成4年に新しい法律ができて、農家の皆様から希望を取って、市内610カ所の農地を生産緑地として指定し、市街化区域内の農地を保護し、農業経営者が亡くなったり後継者問題で農業の継続が不可能になった場合は、市が第一の買い取り権者になるというものです。一方、農家にとっては固定資産税が農地並みに、市街化区域の中ですけども農地並みに措置されるということでメリットがあるわけですが、しかし、この第1回目の指定の申し込みの時点では、農家にとっては、この制度の仕組みに対して十分な理解が得られなかったり、あるいは誤解があったり、例えば、死ぬまで農業を続けなければならないのだろうかとか、子供が農業を継いでくれない場合は、市に安く買われてしまうのではないかと不安があり、生産緑地を選択しなかった方も多数いたったわけですが。

しかし、農家にとっては、先祖代々守り続けてきた農地を高い宅地並みの固定資産税を払いながら、野菜などをつくり続けてきたわけですが、しかし、この制度が実施されて内容が理解されていくうちに、高い税金では農業を続けることができないとか、子供が成長して後を継いでくれることになったとか、さまざまな理由から追加指定の要望が高まり、市では平成18年から基準をつくって追加指定をすることになりました。

今回の質問の趣旨は、この基準の中身についてであります。例えば、広さ。この市街化区域の中ですけれども、広さが1,000平米以上でないと追加指定はだめだとか、あるいは公園から250メートル離れていないとだめだとか、さまざまな基準があります。こうした厳しい基準をつくるということは、市街化区域内の農地を、例えば昔のように、宅地不足やあるいは地価高騰を抑えるために、宅地に変えることを推進するというためには有効でしょうけれども、今では調整区域でも住宅が建てられるわけです。

土地が供給過剰ぎみになっていたり、あるいはCO2問題から、緑をいかに守り育てようかという時代に入り、また、都市型の集中豪雨により被害が続出し、農地に保水力という新しい価値が見直されている時代であります。こうした観点から、この基準について見直しをお願いしたいというのが趣旨であります。ご答弁をお願いします。

3つ目の農地転用後の問題です。初めて農業委員にならせていただいたときに、そこで感じる部分ですけれども、毎月のように農地転用の申請が上がり、農業委員会の方々の仕事量も大変だなというふうに思ったわけです。その中で、その転用の中で、申請の多いものの1つに、農地を駐車場やあるいは資材置き場への転用の問題があります。これは農地法施行規則第7条の5で、原則的に宅地造成のみを目的とした転用ができない、ということになっていることから、農業委員会への申請は、資材置き場などにして申請するわけです。農業委員会は法に照らして厳密に審査をし、許可基準に反していない場合はこれを許可を出さなければなりません。

しかし、一度資材置き場として工事完了報告書を農業委員会にその方は提出すると、私の記憶で間違っているかどうかわかりませんが、6カ月以内に転用事実確認の書類を農業委員会は出さなければなりません。この転用事実確認が出ると、登記の地目は雑種地となって、農業委員会の手を既に離れてしまうわけです。事業者はすぐに住宅建設にかかってしまうわけです。これは法の趣旨に反する行為ではないかなというふうに考えるわけですが、住宅を建てるということの許可を出す側として、何らかの形で規制するようなことができないのか、その辺が常に農業委員会の中でも議論されておりますので、そのことについてお話しいただければと思います。

最後になりましたけれども、あと2分でやりたいなと思います。福祉まつりについてです。(発言する者あり) はい。ありがとうございます。

先日ある地域の福祉まつりにお招きをいただき、お伺いしました。本当に大勢の障害を持った方や、保育園の子供たちや自治会関係の方、あるいはいろんな各種団体の方々が参加して、一日楽しいイベントを組んでやっておられました。本当にすべての人たちに頭が下がる思いです。

さて、そんな中で開会式が始まってすぐに、車いすの方が出口から出て行きました。トイレでも行ったのかなと思いましたが、ついに開会式が終わるまで戻って来ませんでした。終

わった後、どこ行ったのと聞いてみたら、これ中学校でやったんですけれども、この中学校には車いす対応型のトイレがないので、ちょっと離れています、一遍学校から出て、道路をずっとしばらく行って、学校外にある、数百メートル離れているんじゃないかなと思うわけですけれども、公民館に行ってトイレを使うんだというふうなことでした。せつかくすばらしい福祉まつりなのですから、この辺の配慮があってもいいんじゃないかなというふうに思った次第です。市では、こうしたイベント用に移動式の障害者トイレなどを用意してはいないのででしょうか。お聞きいたしまして、1問といたします。

●議長（興松勲）　ここで、議事の都合により、会議時間を延長します。

[生涯学習部長登壇]

●生涯学習部長（須藤元夫）　船橋アリーナの第2駐車場の整備についてのご質問に順次お答えいたします。

今年度予算で第2駐車場の中央部分の傷んだ人工芝をはがすための工事を行いました。そして、第3回定例会で議決をいただいた補正予算によりまして、残りの部分をはがし、新たに人工芝を設置する準備を進めているところでございます。第2駐車場の整備完了後は、駐車場利用に支障のない範囲で、多目的広場として地域住民の皆様に活用していただきたいと考えております。また、人工芝設置完成に伴い、記念として多目的広場を会場として、グラウンドゴルフ大会や子供サッカークリニックなどの開催を考えてまいりたいと思います。

ナイター設備——照明灯のことでございますが——の利用につきましては、先ほど議員おっしゃったとおり、近隣住民の皆様のご理解が不可欠と考えております。住民への説明やアンケートなどを実施した上で検討してまいりたいと思います。

防護ネットについてでございますが、その必要性については認識しております。財団法人文化・スポーツ公社及び関係部署と協議検討してまいりたいと思います。

最後に第3駐車場の有効活用というご質問でございますが、有料などの手法も含め、利用者の皆様の利便性を考慮して、関係部署と協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

[環境部長登壇]

●環境部長（小山澄夫）　環境保全条例施行規則の屋外燃焼行為禁止の適用除外についてその規定の改正をとのご質問についてお答えをいたします。

先番議員にもご答弁申し上げましたとおり、野外での廃棄物の焼却につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、これを原則禁止しております。この法律第16条の2の野外での廃棄物の焼却の禁止規定は、平成13年から施行されておりますが、船橋市環境

保全条例の前身であります船橋市公害防止条例におきましては、昭和47年の制定時から屋外燃焼行為を禁止してきた経緯がございます。

この船橋市環境保全条例の目的は、市民の方々の健康で文化的な生活を確保することであり、私どもは船橋市全体の環境を考慮し、市民の方々の良好な生活環境を確保していくことを使命とも考えております。このような観点から、野焼きに関しましては、焼却時に発生いたします煙が、大気汚染や悪臭を引き起こし、周辺環境及び市民の方々の健康や自然環境への深刻な影響を与えることが懸念されます。

しかし一方では、野焼きをしても苦情や被害が発生しないところであれば認めてもよいのではないかとのご意見があるのは承知しておりますが、次のような問題点がございます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止される以前から、船橋市環境保全条例で市内全域を禁止し長年市民の皆様にも周知されてきたこと、これは議員もおっしゃるとおり、環境行政に携わった先輩方の苦労が実ってきたのかなというふうに思っておりますが、その周知が浸透しているにもかかわらず野焼きがなくなるしないこと、それから気象条件等を考慮しますと、苦情や被害が発生しない場所というのを特定することがなかなかできないこと、市内の都市化が進み、今後も都市化の進行が予想されること、剪定枝を処分する方法がほかにあり、補助制度なども確立されていることから、やむを得ないものとするのが難しいこと、ばい煙の処理施設が完備しております市の焼却炉等で焼却することが、船橋市全体の大気環境、土壌環境等への負荷の低減に大きく貢献できること、以上のようなことから、本条例施行規則の改正は難しいと思っております。

以上でございます。

[都市計画部長登壇]

●都市計画部長（林和也） 農業問題についてのうち、所管事項についてお答えいたします。

本市におきましては、平成3年の生産緑地法の改正を受け、平成4年の新法による一括指定の後、廃止・追加を行い、現在では574地区、約221.38ヘクタールを生産緑地地区として都市計画決定しております。

生産緑地地区の新たな追加につきましては、農家の意思のみで判断されるものではなく、国が定める都市計画運用指針に基づき、平成18年に制定した船橋市生産緑地地区の指定に関する基本方針及び指定基準によりまして、緑の基本計画等の上位計画等の整合性や、既に決定されている地区の整形化及び一団化が図られると判断されるなどの要件に該当した場合に限り、指定しているところでございます。

生産緑地地区の指定基準の緩和ができないかとのことですが、市といたしましては、まず、現行の指定基準では漏れてしまうすぐれた緑地機能や防災機能を有している農地があるかどうかについて、また、他市の事例や都市計画審議会での意見等を踏まえつつ、農政部局と

の連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

[建築部長登壇]

●建築部長（山岡渡） 農地転用に関してのご質問にお答えいたします。

農地法により農地転用が適正と一度判断された土地に対し、その後、開発行為の申請が出された場合は、その計画が都市計画法及び条例の規定に基づき、その立地基準等に適合しているかどうか審査いたします。その結果、適合していれば許可をしなければならないこととなっております。このようなことから、ご指摘のようなケースの防止策を、開発行為の手続の中で講じることは難しいというふうに考えております。

以上でございます。

[福祉サービス部長登壇]

●福祉サービス部長（中嶋祥治） 福祉まつりについてお答えいたします。

多くの福祉まつりは公民館や市民センターなどを利用して行われており、これら施設については障害者用トイレは整備されているものでございます。しかしながら、本年度、学校会場として実施した5地区のうち4カ所の学校に障害者用の設備がなかったものであります。今後はご質問のご趣旨を踏まえ、障害者用仮設トイレを準備するなど、障害者や高齢者の方により一層配慮した福祉まつりの実施に向けて、船橋市社会福祉協議会と協議してまいります。

以上でございます。

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員 いろんな部分で前進するお答え、また、前進しないお答え等いただき、ありがとうございました。

焼却の問題ですけれども、昭和40数年に条例で禁止してきたと。で、これは国の法律に先駆けてやってきたんだと。それを船橋市民にずっと浸透させてきた、このことは私もすばらしいことだと思うわけです。でも、実際はその裏で何があったかという、農家の我慢の上に目をつぶってきたんじゃないですか。その農家の我慢の上に成り立たせてきたのが、この浸透ではなかったのかなというふうに私は考えるわけです。（予定時間終了2分前の合図）周辺住民に被害を与えないところと限定するならば、私は法に抵触しない、法の趣旨に沿ったものだと思うわけです。市が規則を変更できないということはわかりました。

しかし、市民である農家の方々からは「条例は議会が決めるんだろう。こうした法の趣旨に反する条例をつくったのも議会なんだろうから、改正についても議会は考えるべきだ」と

強く言われております。そのとおりだと思います。今後この問題については、場所を改めまして議会の中で議論を深めていきたいなというふうに思っております。

以上で、質問を終わります。（発言する者あり）